

報道関係者 各位

令和7年10月14日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 小城 太

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyouku@mhlw.go.jp

令和7年度鹿児島地方最低賃金審議会 第2回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催

鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（部会長 せぐち 瀬口 たけし 毅士）は、令和7年度第2回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を以下のとおり開催します。

1 日時 令和7年10月29日（水）午後2時～

※ 全会一致による議決で結審した場合、専門部会の議決をもって鹿児島地方最低賃金審議会の議決とし、議決した当日中に鹿児島労働局長に対して鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金改正額を答申します。

2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）

（所在地）鹿児島市山下町13番21号

3 主な議題（予定）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金改正審議について

4 取材

- （1）取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、10月27日（月）午後5時までに申し込みください。
- （2）会議は公労使三者が揃って議論を行う場のみ公開の予定です。（公開の決定を冒頭で行います。）
- （3）お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。